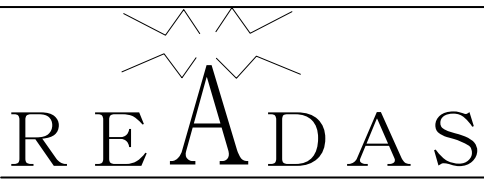


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 4901 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 1月15日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 接待交際費の損金算入時期

Q：交際費の取扱いが平成25年の税制改正で改正になっています。交際費がいつの期の損金になるのかを教えてくださいませんか？

A：支出の時期ではなく、接待行為を行った時の損金となります。

【解説】

平成25年の税制改正で、中小企業等の交際費課税が改正され、定額控除限度額が600万円から800万円に拡充されました。

適用は平成25年4月1日以後開始事業年度からとなっています。

決算前後の交際費については、どちらの期の交際費になるのかというのが気になると思いますが、これについては、次のように取り扱うこととなっています。

交際費等の損金不算入額は、各事業年度において支出した交際費等、つまり、交際費等の支出の事実があったものをいい、次のように取り扱うとしています。

①取得価額に含まれている交際費等で当該事業年度の損金の額に算入されていないものであっても、支出の事実があった事業年度の交際費等に算入するものとする。

②交際費等の支出の事実のあったときは、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったときをいうのであるから、これらに要した費用につき仮払又は未払等の経理をしているとしないを問わないものとする。

